

# 猫の適正管理普及推進のためのガイドライン

平成29年3月

兵庫県動物愛護センター

## 目次

I	はじめに	1
II	本ガイドラインをご覧になる方へ	1
III	猫を取り巻く状況と課題	2
IV	猫についての基礎的知識	
	繁殖	2
	狩猟行動	3
	行動範囲	4
	寿命・疾病	4
	完全屋内飼育	5
V	基本的な考え方	
	猫の分類(猫が置かれている状況による分類)	6
	取り組みの基本	7
VI	具体的な対策	
	「飼い猫」への対策	8
	「飼い主のいない猫」への対策	11
	猫との距離感	18
	忌避の方法(猫が庭に入らない方法)	19
	災害に備えて	21
VII	今後の取り組みの方向性	23
VIII	おわりに	24
IX	資料編	(別冊)

## I はじめに

都市化の進展や核家族化、少子高齢化等を背景として、人の生活における伴侶動物の重要性が高まっています。その一方で、動物の飼育に関連した問題も多く、特に不適切な餌付けや多頭飼育等に起因する生活環境の保全上の支障が発生し、行政として適切な対策が求められています。

このような状況の中、兵庫県では、平成5年に「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現に向け、さまざまな取り組みを行ってきました。その結果、一定動物の飼い主の意識の向上が図られ、犬及び猫の殺処分数も減少しましたが、未だ十分ではありません。

特に、代表的な伴侶動物である犬と猫のうち、殺処分数で見るとその8割以上を猫が占めており、また、兵庫県動物愛護センターには猫による迷惑に関する苦情・相談が多数寄せられています。

このたび、このような現状を踏まえ、地域で人と猫が共生していくための基本的な考え方やルールを示したガイドラインを作成しました。本ガイドラインが多くの人に「猫の問題」について関心を持って頂くとともに、猫の習性や飼い主としての責任の重要性、飼い主のいない猫への対策等について理解を深め、各地域の実情に見合った対策を考えるうえで参考となれば幸いです。

## II 本ガイドラインをご覧になる方へ

猫を飼育する際には、命あるものである猫の適正な飼育に全ての責任を負う者として、猫の生理や習性を理解し、終生愛情を持って接することが大切です。さらに、種々の価値観や感情を持つ人々がくらす社会の中で猫を飼育するには、周囲の人々の理解を得られる猫の飼育に関するルールも必要となります。

また、殺処分している子猫の大部分は飼い主のいない猫から生まれており、猫に関する苦情・相談も飼い主のいない猫に関するものが多くを占めています。

本ガイドラインは、猫の飼い主だけではなく地域の住民や飼い主のいない猫に関与している方々が、共通の理解を持って猫とくらすための基礎的知識や基本的な考え方についてまとめており、一般の飼い主が猫を飼育する場合の参考にして頂くとともに、市町の担当部局や地域の方々がマニュアルやルール作りをする際に役立てて頂くことを想定しています。

### Ⅲ 猫を取り巻く状況と課題

人の生活における伴侶動物の重要性が高まるなか、代表的な伴侶動物である犬と猫については、(一社)ペットフード協会が平成28年に行った飼育実態調査によると全国で、犬が987万8千頭、猫が984万7千頭飼育されており、時系列でみると、猫の頭数は昨年とほぼ同じ、犬の頭数は減少傾向にあるとの結果でした。総務省統計局の人口推計(平成28年9月)では、15歳未満の人口が1,579万7千人ですから、今や子供の数よりも犬・猫の飼育頭数の方が多くなっています。

一方、特に市街地では猫を原因とする様々な問題が発生し、県民の皆様から多くの苦情・相談が兵庫県動物愛護センターに寄せられています。平成27年度の猫に関する苦情・相談は2,998件でした。猫がこのような苦情・相談の対象となっている背景には、猫の飼い主が屋内飼育や不妊措置、飼い主の明示措置等の責任を適切に果たしていないことや、猫への恣意的な餌やり行為により飼い主のいない猫が繁殖し、糞尿による悪臭、庭や畑荒らし、ゴミあさり等の問題を引き起こしていることがあります。

また、このような状況の中、兵庫県動物愛護センターでは平成27年度に2,458頭(成猫619頭、子猫1,839頭)の猫を引き取り、うち2,260頭(成猫586頭、子猫1,674頭)を殺処分しています。平成17年度の猫の殺処分数は4,812頭でしたので、この10年間で半減はしていますが、犬の処分数が、この10年間で約8分の1に減少(H17年度2,957頭→H27年度365頭)していることからみても、猫の問題に関する対策は十分ではありません。

### Ⅳ 猫についての基礎的知識

#### 繁殖

##### 1 性成熟

性成熟の時期は、気温、天候、オス猫の存在、発情メス猫の存在、栄養状態など飼育環境や外的要因の影響を受けて変動します。

生後7ヶ月ほどもすれば生殖器は十分に発達しますが、一般的にはメス猫は約5～9ヶ月齢、オス猫は約9～12ヶ月齢頃に性成熟を迎えると言われています。なお、屋外で生活する飼い主のいない猫の性成熟は、雌雄ともやや遅れるとの報告があります。

##### 2 繁殖期

メス猫には1年に複数回、季節に連動した繁殖期が訪れます。

メス猫の繁殖期は通常2回、ピークは2～4月上旬及び6～8月の間に多く見られますが、繁殖期の開始時期は様々な要因によって左右され、1日の日照時間が12～14時間程度になると、その44～45日後に発情が誘発されると言われています。繁殖期が比較的温暖な時期に集中しているのは、エサが少なく環境の厳しい冬よりもエサが豊富で環境が穏やかな季節に出産した方が、子猫の生存率が高まるためと考えられます。

オス猫は、メス猫が発情する季節に合わせて発情します。

性成熟を迎えた猫は、以後、1年のうち一定の時期に訪れる繁殖期に合わせて異性を受け入れるようになります。

### 3 発情・妊娠・出産

発情期は、メス猫がオス猫のアプローチを受け入れる時期です。交尾があれば約4日、交尾がなければ5～10日程度続きます。オス猫を最も受け入れやすくなるのは、開始3～4日目とされています。

メス猫は発情期になって卵胞が発育しても自然に排卵することではなく、交尾刺激を受けて初めて排卵が起こります（交尾排卵）。自然排卵の場合、排卵が起こったタイミングで精子と出会わなければ受精できないのに対し、交尾排卵の場合は、交尾刺激によって排卵するため精子と出会う確率は高く、交尾をすれば非常に高い確率で妊娠すると言われています。つまり、猫は発情期中に交尾さえすれば、その刺激でメス猫は排卵し、妊娠することができるのです。また、猫は交尾する度に排卵するので、同じ発情期に複数頭のオス猫と交尾した場合、一度の出産で父親の違う子猫を産むこともあります。つまり、一度目の交尾で排卵刺激が加わった後も、発情が終わるまでに他のオス猫と交尾する可能性は十分にあり、まだ受精していない卵子や排卵していない卵子が残っていれば、2頭目以降のオス猫にも父親になるチャンスは残されているのです。発情期初日に一度だけ交尾したメス猫の排卵率が60%であるのに対し、5日目では83%にまで高まり、発情5日目で3回交尾した場合の排卵率は100%になるとの調査結果もあります。

こうして妊娠したメス猫は、約63日間ほどの妊娠期間を経て、一度に2～6頭ほどの子猫を産みます。一方、発情期に交尾しなかったメス猫は、また新たに卵巣で卵胞が発育し、再び発情を繰り返します。

### 狩猟行動

猫は通常狩りが得意で、主にげっ歯類や庭に来る小鳥といった小さな獲物を狩って殺します。狩りの技術が発達するにはいくらかの学習が必要であり、ほとんどの猫では、この学習は子猫の時に行われます。

猫の主な狩猟戦略には、巡回と待ち伏せがあります。耳をそば立てて獲物の姿や音を求めて狩猟域を歩き、狩りを行う場合もあれば、獲物が豊富な場所にじっと座り、襲いかかる機会を待つ場合もあります。広い場所に出て獲物を追うよりむしろ身を隠しながら狩りを行い、一度狙った獲物を取り逃しても、執拗に追い回すことはありません。

## 行動範囲

同種の他個体の侵入を積極的に排除し占有する領域のことを「縄張り（テリトリー）」と呼び、日常的に行き来する範囲のことを「生活圏」と呼びます。猫は全ての活動の約95%を生活圏で行うと言われています。

イギリスのある調査では、屋外で生活しているメス猫の平均生活圏サイズは、1.68平方キロメートル、オス猫は6.12平方キロメートルに及ぶという結果が出ています。しかし、猫の生活圏の広さは、食料の豊富さによって大きく変動し、十分なエサがある場所におけるメス猫の生活圏が100メートル×80メートル程度まで小さくなり、逆に、エサがあまりない場所においては40平方キロメートルまで広がるのが、別の調査で確認されています。

自由に放浪しているオス猫の生活圏は、概ね不明瞭です。これは、メス猫の生活圏が食料の豊富さによって決まるのに対し、オス猫の生活圏が主としてメス猫の存在によって決まるためだと考えられています。メス猫を求めてうろうろと歩き回る結果、生活圏がメス猫の約3.5倍にまで膨らんでしまうのです。

## 寿命・疾病

ペットの平均寿命は、フードや医療など飼育環境の改善により年々伸びています。猫についても同様で、完全屋内飼育の飼い猫の寿命は15年ほどと言われ、20歳を超える猫も珍しくありません。その一方で、屋外で生活する飼い主のいない猫の寿命は3～5年程度と言われています。

屋外で生活する飼い主のいない猫の寿命が、完全屋内飼育の猫の寿命の3分の1程度であるのは、交通事故はもちろんケンカによるケガや感染症、飢餓などの危険に常に曝されていることが要因であることは容易に想像できます。

### 1 猫ウイルス性鼻気管炎

猫ヘルペスウイルス1型の感染によって起こる上部呼吸器感染症で、猫のウイルス性上部気道感染症の約半数を占めます。特に、屋外で生活する飼い主のいない猫の群れや多頭飼育環境下で多く認められます。

ウイルスは感染猫の唾液や鼻汁などに含まれ、接触感染や飛沫感染が主な感染経路となります。

急性期と慢性期に分けられ、急性期では発熱、くしゃみや鼻水、涙や目やに、口内炎や流涎、咳、食欲不振などの症状を呈し、進行すると結膜炎から潰瘍性角膜炎を引き起こし穿孔することもあります。幼猫では進行が早く、死に至ることも少なくありません。

慢性期では症状が落ち着くものの、回復後もほとんどの猫が生涯にわたりウイルスのキャリアとなり、ストレスや免疫抑制等によるウイルスの再活性化により、再発症やウイルス排出が起こります。

感染猫との接触を避けることが最大の予防法であり、良好な飼育環境での飼育が発症を抑えることにつながります。

## 2 猫免疫不全ウイルス感染症

「猫エイズ」とも呼ばれ、感染猫の多くは慢性口内炎、慢性呼吸器疾患、貧血、腸炎などの症状を呈し、数年にわたって徐々に衰弱し、最終的に死に至ります。

感染の大半は、感染猫による咬傷（ケンカ、交尾）が原因です。交尾による感染は、交尾自体の感染率はそれほど高くないものの、ネックグリップと呼ばれるオス猫がメス猫の首元にかみつ়く行為が感染の大きな原因と考えられています。

屋外および屋内外を自由に行き来して飼育されている猫に感染が多く、有効な治療法はなく、感染猫からの隔離以外に予防法はありません。

## 3 猫白血病ウイルス感染症

レトロウイルスの猫白血病ウイルスが原因となり、免疫力の低下や貧血、リンパ腫などを引き起こします。

感染経路は感染猫の唾液などの分泌物から感染する水平感染と、感染母猫から胎児に感染する垂直感染があります。水平感染が成立するためには、猫同士の長期にわたる濃厚な接触が必要とされています。

猫白血病ウイルスの感染率は、猫の飼育密度と直接的に関連し、多頭飼育や多くの猫が屋外飼育されている地域では高くなります。

ウイルス感染自体に対する特異的な治療法はなく、感染猫との接触を避けることが最も有効な予防法です。

## 完全屋内飼育

数年前に比べれば完全屋内飼育されている猫も多くなりましたが、まだまだ屋内と屋外を自由に行き来して飼育されている猫や、エサだけを与えられ屋外で生活している猫をたくさん見かけます。

猫の完全屋内飼育については、「猫を屋内に閉じ込めて飼うなんてかわいそう」という声を今でも頻繁に耳にします。しかし、完全屋内飼育は猫にとって本当にかわいそうな飼育方法なのでしょうか。猫の本質的な生理・生態に照らし合わせてみると、メス猫は多くの獲物を得るためにより広い生活圏を求め、オス猫はメス猫を求めて広い生活圏を求めます。十分なエサを保証されている飼い猫や不妊措置を施された飼い猫にとっては、広い生活圏は必要ないのです。屋外で生活する飼い主のいない猫の寿命が完全屋内飼育の飼い猫の寿命に比べて3分の1ほどでしかないことから考えても、完全屋内飼育は猫を交通事故や感染症の危険から守ることはもちろん、猫にとって安全で快適な飼育環境なのです。

最近、床には猫の糞尿が堆積し、100頭ほどの猫が家を占拠している映像をニュース等で目にすることがあります。猫にとって安全・快適な屋内で不妊措置を施さずに、性別の違う複数頭の猫を自由に交尾できる状態で飼えば、メス猫1頭につき毎年最低2回、1回につき5頭ほどの子猫を確実に産み続けます。最初は雌雄1組だった猫が50頭、100頭になるにはそれほどの時間は要しません。十分なエサが保証されている飼い猫であれば生活圏は狭く、100頭程度の猫を1軒の家屋で飼うことは不可能なことではありません。ただし、これは猫や飼い主の生活の質は度外視した場合に限ります。

ひとりの飼い主が責任を持って完全屋内飼育できる猫の数とは、いったい何頭程度なのでしょうか。もちろん、生活環境や家庭環境、家族構成、経済状態等で異なりますが、災害発生時に飼い主と一緒に同行避難することを考えれば、飼い主ひとり当たり多くても2頭程度ではないでしょうか。

飼い主が責任を持って飼育できる数の猫を不妊措置を施し、完全屋内飼育することは、猫だけでなく飼い主にとっても安全で快適なのです。

## V 基本的な考え方

### 猫の分類(猫が置かれている状況による分類)

猫の問題を考える時、その猫が置かれている状況により、取り組みの方向性を議論する必要があります。その境界は現実には明確ではないにしても、猫を分類し、問題を整理して考えることが重要です。

本ガイドラインでは、便宜上、人との関わりの程度により以下のように猫を3種類に分類し記述を進めていきます。

## 1 飼い猫

特定の飼い主が存在する猫のことで、飼い主に所有・占有の意思を持って継続的に給餌・給水等の世話をされている猫。屋内のみで飼育されている猫、屋内と屋外を行き来している猫、屋外でのみ世話を受けている猫などがあります。

## 2 飼い主のいない猫

エサを与える者等の関与者に一定依存して地域でくらしているが、所有・占有の意思を示す者はいない猫。

## 3 自らテリトリーを守り生活している猫

エサを与える者等の特定の関与者を持たず、自らエサを得るためのテリトリーを守り生活している猫。言い換えると都市環境の中での野生動物として生息している猫とも言えます。

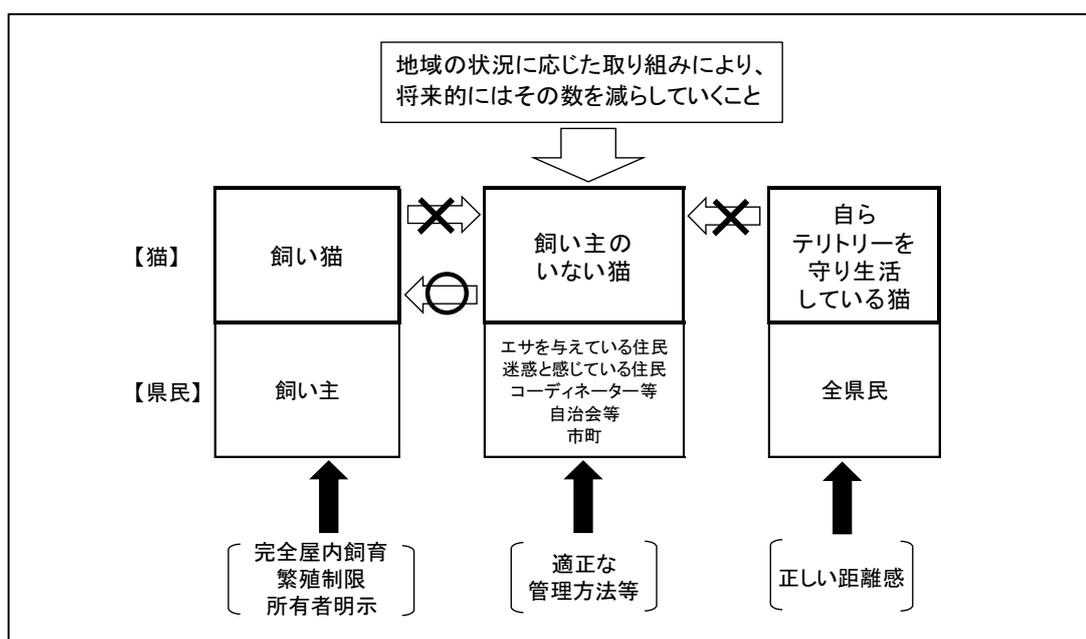
### 取り組みの基本

まずは、猫の飼い主にはその責任を明確化し、完全屋内飼育、繁殖制限等を徹底させることが大前提となります。

猫の問題の多くは飼い主のいない猫から発生しています。自らテリトリーを守り生活している猫については、みだりにエサを与えないことなど、正しい距離感を持つよう広く啓発し、飼い主のいない猫を生み出さないための取り組みを進めます。

そのうえで、現に地域でくらしている飼い主のいない猫については、その地域に応じた方法でその数を減らしていくことが必要です。

上述の基本的な考え方を図示すると以下ようになります。





## 猫の路上死について

平成 27 年度に淡路島内の県道・市道で死亡した猫は約 750 頭にのぼり、これは淡路島内を管轄する動物愛護センター淡路支所で引き取り、殺処分した猫 195 頭のおよそ 3.8 倍となっています。また、京都府の推計では、府内全体で 1 年間におよそ 6,800 頭もの猫が路上で死亡している可能性があり、引取り数の 10 倍程度が路上死しているかもしれないとされました。【獣医畜産新報(2016,No12,P900)】

こういった交通事故が主な原因と推察される路上死を防ぐ方法として、飼い猫については「完全屋内飼育」が挙げられます。

ところが飼い主のいない猫については、飼い猫のような対策をとることは事実上不可能です。また、路上で死亡し発見された猫だけではなく、人目につかない場所で人知れず死んでいる猫が相当数いることは容易に想像できます。こういったことから、飼い主のいない猫については、その数を減らしていくことが重要です。

## VI 具体的な対策

### 「飼い猫」への対策

猫の飼い主がその責任をしっかりと果たし、終生その猫を飼育することが猫の問題を解決していくための大前提となります。猫の飼い主責任は具体的には「完全屋内飼育」「繁殖制限」「所有者明示」の 3 点に尽きると考えられます。

#### 1 完全屋内飼育

飼い猫には、屋内のみで飼育されている猫(完全屋内飼育)、屋内と屋外を自由に行き来している猫、屋外で世話を受けている猫などがありますが、猫の飼い主には以下のことから、完全屋内飼育をすることが強く求められています。現代においては、住宅密集地域において猫を完全屋内飼育することは、もはや義務と言っても過言ではないと思われれます。

**【迷惑の防止】**猫の糞尿による悪臭、庭や畑荒らし、ゴミあさり等の苦情・相談が兵庫県動物愛護センターにも多数寄せられています。飼い主さんが気付かないところで、外に出た飼い猫がご近所の迷惑になっていることもあります。

**【猫の安全】**屋外には交通事故はもちろん、猫同士のケンカによるケガや感染症など猫にとっての危険がたくさんあります。屋外でくらす猫の寿命は、完全屋内飼育の猫の 3 分の 1 以下とも言われており、

猫自身の健康と安全を守るためにも完全屋内飼育は必須と言えます。

**【生理・生態】**完全屋内飼育について「猫を閉じ込めて飼うのはかわいそう」という声をよく聞きますが、待ち伏せ型の狩りをすることから運動量があまり必要ではなく、また、生活圏の意識が自在に変化する猫にとっては、不妊措置を施したうえで十分なエサと安全を保証してあげれば、猫の生理・生態から見ても「閉じ込めている」「我慢をさせている」ということには全くならないと考えられます。

## 2 繁殖制限

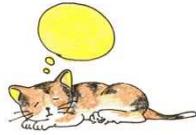
猫は繁殖が非常に得意な動物です。不妊措置(避妊、去勢手術)を施さず、雄雌を自由に交尾できるような環境で飼育すれば、あっという間に10頭、30頭、50頭、100頭と増えていき、いわゆる多頭飼育崩壊といった状況に陥る可能性があります。このような状況に陥れば、悪臭や鳴き声など、近隣への生活環境上の支障が生じることはもちろん、猫にとっても非常に不幸な状況となります。なにより、飼い主の社会生活が崩壊することとなってしまいます。不妊措置の実施は飼い主の義務と考えてください。

飼い猫に不妊措置が不可欠な理由は、増えないようにすることだけではありません。むしろ、一般の飼い主さんにとっては次のようなメリットの方が重要です。

**【猫の健康】**一般的に避妊手術は子宮と卵巣を摘出します。それにより、メス猫では女性ホルモンに起因する乳腺腫瘍の発生率低下が期待でき、子宮蓄膿症や卵胞嚢腫等の子宮や卵巣自体に起きる病気を防止することができます。

一方、去勢手術は精巣を摘出するため、オス猫では男性ホルモンに起因する前立腺疾患の発生率が低下し、精巣腫瘍等の精巣自体に起きる病気を防止することができます。また、オス猫の場合は、生まれ持った性格は変わることはありませんが、男性ホルモンに起因する発情期の興奮や闘争、放浪などが少なくなることにより、猫免疫不全ウイルス感染症や猫白血病ウイルス感染症などへの感染のリスクを下げる事が期待できると言われています。

**【穏やかな暮らし】**発情期には、メス猫の異常な鳴き声やメス猫の発情に反応したオス猫のメス猫を求める行動など、普段の飼い猫との穏やかな生活を阻害する出来事が色々と起こります。穏やかな飼い猫とのくらしのためにも避妊・去勢手術は必要です。また、オスのスプレー行動など性ホルモンに関係すると考えられている問題行動の防止にもつながります。



## 早期不妊手術について

不妊手術を行う時期については、アメリカでは10年以上前からシェルターにおいては8～16週齢の性成熟前に、一般の飼い猫においても生後4ヵ月齢程度で不妊手術が行われ、「遅くとも生後6ヵ月齢まで」という考え方が一般的になっています。しかし、日本では、早期不妊手術による発育不良や行動、骨の成長閉鎖延長、泌尿器疾患、免疫機能の低下、肥満等様々な影響への不安から生後6ヵ月齢頃が目途とされてきました。

現在では、早期不妊手術による影響に関する調査も多々行われ、一般に考えられていたような早期不妊手術による身体及び行動上の問題は生じないことが科学的にも確認されています。さらに、早期不妊手術には手術時間の短縮や術後の速やかな回復、性成熟前の手術実施による100%の繁殖防止等のメリットが考えられるほか、メス猫では初回発情前の実施により乳腺腫瘍の発生率が低下することもわかっています。

### 3 所有者明示

猫の所有者がその猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、迷子の防止だけではなく、責任の所在を明確化し所有者の意識向上にも効果があります。

完全屋内飼育をしているご家庭でも万一の逃走に備えて、所有者明示措置は必ず行ってください。非常災害時には猫の逃走を防ぐことが出来ないことも予想されます。混乱の中では、飼い猫が飼い主さんの元に戻るか否かは、所有者明示措置の有無にかかっていると言えます。

具体的な方法は、下記のとおりですが、それぞれに長所短所がありますので、これらを併用することが理想的です。

**【首輪】**猫に首輪を着けただけでは、万一迷子になった時、飼い猫であることは分かっても、飼い主さんの元へ返ってくる手助けにはなりません。首元で名札がゆれることを嫌がる猫もいます。首輪に直接、油性のマジック等で飼い主の電話番号や氏名を書くことを勧めています。

また、「首輪が木の枝などに引っ掛かって、首つりにならないか心配」といった声もよく聞きますが、強い力がかかると首輪のホックが外れるようになっているものや、首輪の一部がゴムで出来ていて首から首輪が抜けるものなどが製品化されていますので、これらの製品を利用することも良いでしょう。

**【名札】**首輪に付属しているものや、形や大きさ、首輪への取り付け方法等様々なものが製品化されています。名札を着けていると飼い主の情報があると発見者が認識しやすいので、非常に有効な手段です。ただし、取れてしまったりすることもあるので、上述したとおり首輪にも直接飼い主さんの情報を記入することをお勧めしています。

**【マイクロチップ】**首輪や名札には発見者が直接、飼い主さんの情報を確認出来るという大きなメリットがありますが、一方、外れてしまったり、時間が経つと書いた文字が消えてしまったりする可能性があるという欠点もあります。

マイクロチップについては、皮下に埋め込むことから、首輪や名札のように外れたりする心配はありません。マイクロチップは直径約2mm・長さ約8～12mmの円筒形のガラスのカプセルで包まれた小さな電子標識器具です。マイクロチップには15桁の数字が記録されており、専用のリーダーで読み取り、データベースに照会することで、登録された飼い主情報を確認できます。マイクロチップの埋め込みについては、かかりつけの動物病院に相談してください。

## 「飼い主のいない猫」への対策

猫の問題の多くは飼い主のいない猫から発生しています。猫の飼い主には完全屋内飼育等の飼い主責任を徹底させること、自らテリトリーを守り生活している猫については、みだりにエサを与えないことなど、飼い主のいない猫を生み出さないための取り組みを進めることが重要です。

そのうえで、現に地域でくらしている飼い主のいない猫については、その地域やその猫が置かれている状況に応じた方法でその数を減らしていくことが必要となります。

### 1 地域猫活動

動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づき定められた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、第2今後の施策展開の方向、2施策別の取組、(3)動物による危害や迷惑問題の防止、②講ずべき施策、アにおいて「住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。」と記述されています。

地域猫活動は地域住民と現に地域でくらす飼い主のいない猫との「折り合いをつけること」を目指して、避妊・去勢手術を施したり、新しい飼い主探しを行い飼い猫にすることで、将来的には飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、相当の期間が必要です。理論的には、地域に今いる飼い主のいない猫について全て不妊措置を実施すれば、屋外でくらす猫の寿命は3～5年とも言われており、この期間で活動は終了することとなりますが、実際には、全頭の捕獲が困難であったり、他の地域からの新たな猫の流入があったりすれば、活動は長期化します。したがって、当面は、これ以上飼い主のいない猫を増やさないこと、恣意的なエサやり行為による迷惑を防止することなどが目的となります。

地域猫活動は「猫の問題」であると同時に「地域の環境問題」としてとらえ、地域での活動としてその方法を考える必要があります。「地域猫」に対する給餌・給水行為は、恣意的なエサやり行為とは異なります。給餌・給水の場所や方法は決められ、糞の処理や周辺の清掃など猫による迷惑を防止するための一定の管理も行われます。不妊措置により飼い主のいない猫の数が増えることが抑えられます。

地域住民も「猫の問題」の現状を十分認識し、地域猫活動が飼い主のいない猫を排除するのではなく、飼い主のいない猫に不妊措置を施し、一定の管理のもと「折り合い」をつけながら飼い主のいない猫に起因するトラブルをなくしていくための試みであることを理解する必要があります。

具体的な活動内容については、まさに地域の実情を踏まえて計画づくりを行う必要がありますが、基本的には次のような活動が想定されます。

#### 【それぞれの役割】

##### ・地域猫の世話をする人(活動主体)

地域猫活動に取り組む主体となります。その地域で飼い主のいない猫に関与していた者や地域住民のボランティアを中心に、趣旨に賛同した他の地域の住民や地域猫活動の経験を持つ団体などとともに活動を行います。

##### ・コーディネーター

地域猫活動の経験のある団体の会員等で、エサを与える者、迷惑と感じている者、自治会役員、行政職員等々との間で、うまく連絡調整を行う「折り合いのつけ方」に長けた者にコーディネーターとして、地域からの相談に応じてもらったり、活動に参入してもらうことで、活動が非常に円滑に進むと考えられます。

## ・市町

地域猫活動は「地域の環境問題」という側面があります。自治会組織やその活動等とも関係が深い基礎的自治体である市町は、地域住民への地域猫活動の趣旨の説明、自治会や活動主体、コーディネーター等との連絡調整など地域猫活動の実施に必要な支援を行います。

## ・県(兵庫県動物愛護センター)

飼い主のいない猫の問題については、地域ごとに社会的状況が異なり、県下一律の対策を実施することは困難です。県(兵庫県動物愛護センター)は、実施主体や自治会、市町等が中心となって進める計画づくり等に対して支援を行います。具体的には、市町への地域猫活動の趣旨説明、コーディネーターへの指導・助言、普及啓発資料の提供、地域住民への適正飼養講習会の実施等を行い地域猫活動を支援します。

**【地域の理解】** 地域猫活動の実施には周辺住民の理解が不可欠であり、また自治会組織としての合意形成も重要です。関与者が飼い主のいない猫のことを思うあまり、猫を迷惑と感じている人を非難するような状況が少しでもあるなか、一方的に活動をスタートさせれば住民同士のトラブルの原因にもなりかねません。

まずは、周辺の人々に十分に地域猫活動の趣旨を説明し、理解を得たうえで活動を行います。なお、地域で話し合いを行う際には、活動主体、自治会役員等だけではなく、猫が苦手な人、猫による迷惑を感じている人、猫の管理に反対の人等も含めて話し合いを行うことが重要です。

また、地域で理解を得るための取り組みは、スタート時よりもむしろ活動が始まってからの方が重要となることもあります。様々な場面で地域住民の理解を深めていく努力が必要です。



### 同意～合意～理解

地域猫活動を話題にすると、10数年前には、「自治会(自治会長)の同意(同意書)が必要」といった議論が多くあったように思います。その後、「地域の合意」といった表現が使われるようになり、現在は「地域住民の理解の下に」といった表現に変化しています。

地域猫活動の現場は、いろいろな価値観や感情を持つ人々が少しずつ歩み寄り「折り合いをつけていく」場所であると言えます。地域猫活動は「地域住民の一定の理解の下に始め、活動を通してその理解を深めていく」必要があり、現在の「理解」という表現は、地域猫活動の本質を表していると感じています。

**【活動のルール作り】**「飼い主のいない猫の問題を何とかしたい。」という思いだけでは、活動は円滑に進みません。活動主体の中で役割分担、ローテーション、活動日程等を決め、無理なく活動が継続出来るよう体制作りをしっかりと行う必要があります。

また、代表者等を決め連絡先を明確にしておく必要があります。苦情や意見があった場合には真摯に受け止め、内容や対応状況を記録しておくことは、今後の対応や説明責任を果たすうえで重要です。

**【不妊措置】**地域猫活動に避妊・去勢手術は不可欠です。理想的には性成熟を迎える前にオス・メスともに行うこと、地域でくらす飼い主のいない全ての猫を一度に実施することが望まれます。飼い主のいない猫を捕獲し、不妊措置を施し、元の生活場所に戻してやることを一般的にTNRと呼んでいます。TNRの実施時には、後々必要となる個体管理を容易にするため、猫の写真を複数枚撮影し、捕獲年月日・捕獲場所・性別・毛色・体重・特徴等を記載した台帳を作成します。

**【一定の管理】**飼い主のいない猫にTNRを実施し、数が増えることを抑えても、現にその地域でくらすしている飼い主のいない猫による糞尿等の迷惑が直ちに低減するわけではありません。飼い主のいない猫に関して兵庫県動物愛護センターに寄せられる苦情・相談のなかには、「猫そのものの糞尿等による迷惑よりも、エサやりによる容器の散乱や食べ残したエサの悪臭、ハエ等の発生の方がより酷い。」と言った内容も含まれています。

地域猫にエサを与える場所、時間、方法等は周辺の住民になるべく迷惑をかけないように慎重に決める必要があります。エサを与える場所は、周辺住民の了解の得られる場所に固定します。エサは決められた一定の時間に与えるようにします。風などで飛ばないように金属製や陶器製の容器で、猫が食べきれだけの量のエサを与え、食べ終わるのを待って必ず容器を回収します。エサは糞や尿の悪臭を少しでも低減させるため、基本的にはドライタイプのキャットフードを与えます。

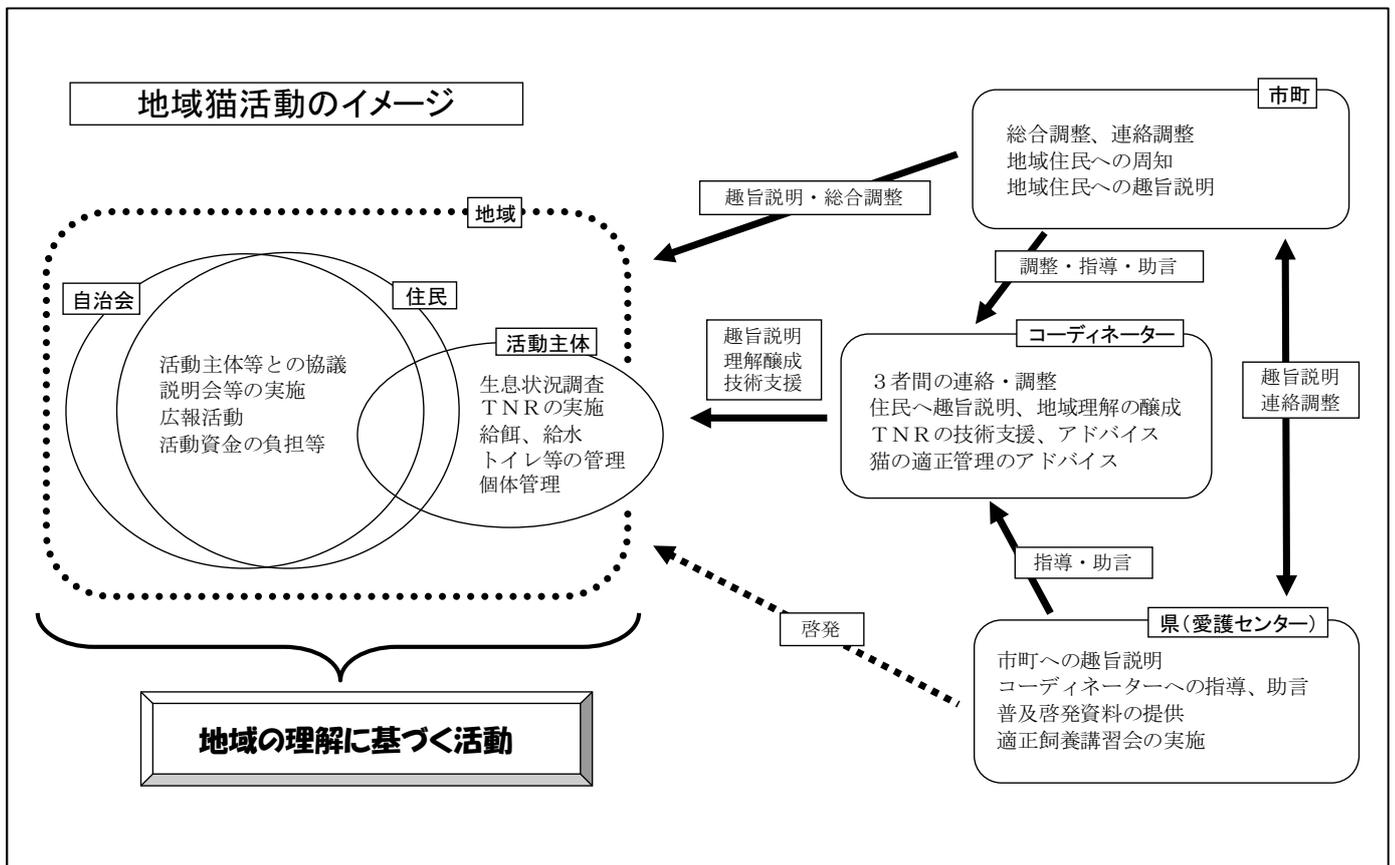
また、トイレの設置や管理は周辺住民の地域猫活動への理解を得るためにも重要です。周辺住民の了解の得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにします。排泄場所は清潔に保ち、糞便は出来るだけ速やかに片付けます。定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所で発見した糞便も速やかに処理・清掃することが理想です。

**【その後の対策】**地域猫活動を始めると、捕獲出来ない猫がいる、他の地域から新しい猫が流入してきた等々、当初の活動計画では想定してい

なかった事態が起こります。これらの事態に備えるためにも、地域内の飼い主のいない猫の生息状況の把握は重要です。TNR実施時に作成した台帳も利用し、普段から世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握等を行います。

**【飼い猫へ】** 地域から一定の世話を受けているとしても、屋外でくらす地域猫の生活は過酷です。猫のためにも、迷惑の防止の観点からも、飼い主のいない猫の生息数が少ない場合や健康でフレンドリーな猫などはTNRを契機として完全屋内飼育の飼い猫として迎え入れることが第一選択肢と言えます。

地域猫活動の基本的な要素を図示すると以下のようになります。





## 不妊措置後の猫の生息状況の調査について

地域猫活動は、飼い主のいない猫及びそれに起因する問題を減少させるための方策のひとつと考えられますが、実施の方法及び諸条件によっては、その効果が得られない場合も少なくありません。そこで、兵庫県では、平成 24 年度から 2 年間、「猫の適正管理普及推進事業」において、地域猫活動の効果を確実に得るための実施方法や必要不可欠な諸条件を検証することにより、「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」の策定に資することを目的に調査を実施しました。

地域猫活動を実施するモデル地区の選定については、以前より地域で動物の保護活動等を行っている方に依頼しましたが、全ての候補地において地域住民の同意や合意、理解を得ることは出来ず、地域猫活動に代わり TNR 活動を実施することにより検証しました。

### 1 方法

A 市 U 地区に生息する飼い主のいない猫 18 頭のうち 11 頭の不妊措置を実施し、その後概ね 3 ヶ月間隔で個体群の動態を調査した。また、既に不妊措置を実施した飼い主のいない猫が多数生息する A 市 A 地区及び T 地区においても同様に調査した。

### 2 地区の特徴及び結果

地区	猫の生息範囲	給餌者	結果
A	広い 人目に付きやすい	不特定多数	調査期間中に確認した猫の総数は 33 頭。個体群の構成猫に大きな入れ替わり（新たな猫の住み着き）を認めたと、群を構成する猫の頭数には大きな変動なし。
U・T	比較的狭い 人目に付かない	特定少数	個体群には少数ではあるが新たな個体加わり、確認個体は入れ替わりがあるものの常時一定数の猫を確認。

### 3 まとめ

飼い主のいない猫の総数を減らすためには、不妊措置の実施だけではなく、その後の給餌等を含めた環境のコントロールが必要である。特に、不特定多数の給餌者が散在し、広範囲に猫が生息している地域では、群を構成する猫の頭数はあまり変動しないものの猫の入れ替わりは激しく、飼い主のいない猫を減らすためには、新たな猫の流入をコントロールすることや継続的な不妊措置の実施が不可欠である。

## 2 TNR

TNRとは下記の行為を指します。避妊・去勢手術の終わった個体と未実施の個体は、外から見て識別出来るようにする必要があり、一般的には、耳にV字カットが施され「耳カット猫」や地域によってはカットされた耳の形から「さくらねこ」と呼ばれることもあるようです。

**T : Trap**(トラップ) 捕獲器等で猫を捕獲すること

**N : Neuter**(ニューター) 避妊・去勢手術をすること(中性化)

**R : Return**(リターン) 元の生活場所に戻すこと

TNRは上述の地域猫活動の一部であることはもちろんですが、地域猫活動の根幹である地域の理解を得ることに手間取り、その間に飼い主のいない猫が増えてしまうというケースも想定されることから、まずは緊急避難的にTNRを先行させるべきという考え方に基づき、地域猫活動とは一線を画した「TNR活動」の推進という動きもあります。



### 地域猫活動に対する支援

現在、住宅密集地を多く抱える市町では地域猫活動に対して様々な支援策が行われています。

そのひとつには、飼い主のいない猫に関する問題を「環境問題」として捉え、飼い主のいない猫による迷惑を防止し地域の環境を守るという視点から、これ以上、猫の数が増えないように緊急避難的に不妊措置を実施する必要があると判断し、飼い主がいない猫であることが確認出来れば(飼い猫でなければ)、その不妊措置に要した経費の一部を市町が補助するというものがあります。

また、一方「猫の問題」の解決のためには総合的な住民の理解が必要であるとの視点から、地域猫活動についてもその趣旨の普及啓発や地域住民の理解の醸成等については要した経費の一部を補助するが、不妊措置に直接要した経費については支援の対象外としているというものもあります。

これらは、一見両極端のようにもみえますが、どちらの支援方法にもしっかりとした考え方や費用対効果の評価があります。いずれにしても、市町が置かれた地域の状況に応じて、支援(補助金の支出等)の可否、方法等が判断されるべきと考えています。

### 3 まとめ

地域猫活動は、現に地域でくらしている飼い主のいない猫への対策として不可欠なものであり、住民、自治会、活動主体、コーディネーター、地域の獣医師会、市町の担当課、兵庫県動物愛護センター等が官民一体となって、関与者や猫を迷惑と感じている人だけではなく、猫のことには無関心であった人々も含めて、地域の理解に基づき活動を始め、地域猫がいなくなるまで一定の管理を続けることが理想です。

しかしながら、このような理想的なケースは希であると思われます。まずは、関与者やコーディネーター等の小さな輪を中心に、目の前にいる猫のTNRや給餌方法の改善から始め、少しずつ周辺の理解を深めていき、最終的には理想的な地域猫活動を目指す。また、それを行政等が支援するということも重要であると考えます。

#### 猫との距離感

本ガイドラインでは、エサを与える者等の特定の関与者を持たず、エサを得るため、他の猫の侵入を積極的に排除し占有する領域を守りながら生活している猫を「自らテリトリーを守り生活している猫」と呼んでいます。彼らは、都市環境の中ではありますが、広いテリトリーを守り、自然の理に従いくらしています。これには、獲物を捕れなくなったら死んでしまう、多くの子猫を産んでも優秀な一部の個体しか生き残れないといった、野生動物としての厳しさも含まれています。

ところが、これらの猫にエサを与える者が現れると、広いテリトリーを守る必要がなくなった猫はそこに居着くようになり、また、猫は繁殖力が旺盛な動物ですから、あっという間にその場所での猫の生息密度が極端に増加し、その猫たちを迷惑と感じる人が現れることとなります。これは猫にとっても不幸なことです。

公園のベンチで日向ぼっこする猫にエサをあげたくなる優しい気持ちまでを否定する訳ではありませんが、不妊措置を施し一定管理された「地域猫」に対しエサを与える行為と「自らテリトリーを守り生活している猫」に恣意的なエサやりをする行為は全く違ったものであることを強く意識する必要があります。

もちろん、現実には「自らテリトリーを守り生活している猫」「恣意的なエサやりの結果増えてしまった飼い主のいない猫」「地域猫」等の間に明確な境界があるわけではありません。

言い換えれば、それぞれの地域でそれぞれの猫との正しい距離感を関与

者だけではなく、多くの住民が持つことが大切と思われま



## 猫に関する苦情・相談

兵庫県動物愛護センターには飼い主のいない猫に関する苦情・相談が多数寄せられています。これらの苦情・相談の背景には必ずと言っていいほど「エサやり」の存在があります。飼い主のいない猫に恣意的なエサやり行為を行うと、その場所の猫の生息密度が極端に高まり、猫が迷惑と感じる人が出てくるといった図式です。逆に、「エサやり」が存在しない自らテリトリーを守り生活している猫に関する苦情・相談は極めて希です。

「恣意的なエサやり」は絶対的に駄目な行為で、「地域猫に対して管理の一環として給餌を行うこと」とは見かけの行為は似ていても、全く違ったものであることを理解する必要があります。

### 忌避の方法(猫が庭に入らない方法)

猫を飼う人たちが皆、責任を持って飼える数の猫を完全屋内飼育すれば、猫が庭に侵入して糞尿をしたり、大切に世話をしている畑や花壇を荒らしたりすることはなくなります。そうなることが理想ですが、それにはまだまだ多くの時間と労力が必要と思われま

そこで、猫にとって快適な環境を快適でない環境に変化させることで、今、猫から受けている迷惑を、一時的に軽減する方法もあります。

猫にとって快適な環境とは、「エサを簡単に得られる場所」「人の出入りが少なく、静かで安心できる場所」「柔らかい土や砂、芝生等がある場所」等が考えられます。猫にとって快適な環境を快適でなくす手段として、一般的に用いられている方法を紹介します。

これらの方法の効果には猫により個体差があり、また、猫が慣れてしまい効果がなくなることも少なくありません。何種類かの方法を猫が慣れる前にローテーションで繰り返すのが良いとも言われています。

#### 1 猫のエサとなるものを取り除く

猫が集まる場所には、必ずエサの存在があると言っても過言ではありません。ゴミ捨て場やペットのエサの放置等が原因となることもあります。

- (1) ゴミ捨て場は猫に荒らされないようガードする。
- (2) ペットのエサは屋外に放置しない。

## 2 物理的に邪魔をする

- (1) 猫の居着いている場所やトイレとなっている場所に植木鉢等の障害物を並べる。
- (2) 猫の通り道やトイレとなっている場所に大きめの石や軽石を並べたり、棘状のシートを敷く。
- (3) トイレとなっている砂場の上に網戸用の網やフェンス用の網を覆い被せ、四隅に石等の重りを置き固定する。
- (4) 地面を覆う植物を植える。

## 3 猫の生理・生態を利用して猫が嫌がる環境を作る

- (1) 体を濡らす。  
土や砂場にたっぷり水をまき、十分に湿らせる。
- (2) 肉球へ刺激を与える。  
大きめの尖った砂利やタイル、荒く砕いた卵の殻、ヒイラギの葉等を地面に敷き詰める。
- (3) 音  
防犯用砂利やアルミホイルを敷き詰める。
- (4) ニオイ
  - ① 猫が嫌がるニオイを発するものを散布したり、空き缶等に入れたり、スポンジや布に湿らせて猫の通路の風上に設置する。
    - (ア) 食用酢
    - (イ) 木酢液・竹酢液
    - (ウ) コショウ、カレー粉等の香辛料
    - (エ) コーヒーかす
    - (オ) タバコの吸い殻の浸し汁
  - ② 猫が嫌がるニオイを発するものを細かく刻み、目の細かい網の袋に入れて猫の通路の風上に吊す。  
ニンニク、唐辛子、柑橘類の皮など
  - ③ 猫が嫌がる香りのするハーブ等の植物を植える。  
レモングラス、ゼラニウム、ペパーミントなど

## 4 猫が来た時に追い払う

- (1) 水鉄砲（人の気配を感じられないよう注意）
- (2) センサー感知式の散水機、ブザー、超音波発生機
- (3) 遠隔操作式のブザー

## 5 その他

市販の忌避剤など

## 災害に備えて

近年は東日本大震災をはじめ大きな地震や風水害が相次いで発生しており、また、南海トラフ地震の発生も取り沙汰されています。このような大規模災害が発生すると、猫たちも大きな影響を受けることとなります。

大規模災害が発生し避難が必要な場合には、飼い主は、飼い猫と共に「同行避難」することが必要です。しかし、多数の猫を飼育している場合には「同行避難」は非常に困難になります。ましてや、飼い主のいない猫については、大規模災害発生時には対処のしようもありません。

猫の飼い主が、いざというときに慌てず行動し、家族の一員である飼い猫を守るためには、日頃からの心構えと準備が大切です。

### 1 日頃の心がけ

#### 【健康管理・しつけ】

日頃から健康状態に注意し、定期的な健康診断やワクチン接種、ノミやダニの駆除に努めましょう。また、猫の場合は、キャリーケースで同行避難することになります。普段から飼い猫をキャリーケースに慣れさせておくと、避難時のストレスを軽減することができます。

#### 【所有者明示措置】

完全屋内飼育の猫でも、災害時には家屋の一部損壊等により逃走し、迷子になってしまう恐れがあります。保護された時にすぐに飼い主が判明するように、首輪、名札、マイクロチップなどの所有者明示措置をすることが重要です。

#### 【ネットワーク作り】

日頃から飼育マナーに気配りをすることが近隣住民との良い関係を作り、万が一の場合の助け合いにつながります。例えば飼い猫を完全屋内飼育することにより、ご近所に迷惑をかけないことなどが考えられます。また、飼い猫の場合は特に、緊急時に預かってくれる人を確保することも必要です。いざというときにお互い助け合えるように、家族や飼い主仲間と話し合っておくこともよいでしょう。

### 2 日常の備え

#### 【家族の話し合い】

水害、地震、津波など様々な災害を想定し、誰が飼い猫を連れて避難するかなど家族の中の役割分担を決めるとともに、避難場所や避難ルートを把握することも必要です。

#### 【非常持ち出し品リスト】

緊急避難やライフラインが止まることを想定し、必要な物資を蓄えてお

くことも飼い主の責任です。備蓄品はフードや水、常備薬など命や健康に関わるものから優先順位をつけ、優先度の高い物はすぐに持ち出せるようにリュックサック等にまとめておくと、いざというときに役に立ちます。

### 3 避難所では

避難場所には、様々な人や動物が集まります。動物が好きな人もいれば、苦手な人もいます。避難場所には猫に対してアレルギーを持つ人がいることも想定されますし、鳴き声や臭気等の問題が発生する場合があります。避難所を管理運営する自治体等の指示に従い、様々な人々が不安な気持ちで過ごす場所であることを念頭に、飼い主の責任として、いつも以上に周囲への配慮が求められます。



#### ペットとの同行避難とは

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において福島県では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し、多くのペットが警戒区域内に取り残されました。取り残されたペットは負傷・衰弱・死亡または放浪状態となり、その保護活動は困難を極め、多くの労力、時間、費用を費やしました。

こうした経験から、緊急災害時には飼い主とペットがまずは一緒に安全な場所まで避難することが合理的であると考えられるようになってきています。

環境省が平成 25 年に作成した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、同行避難を「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。」としています。

災害が発生し避難が必要な場合には、飼い主はペットと共に「同行避難」しましょう。同行避難をしないと大切なペットと二度と会えなくなってしまうたり、取り残されたペットを救い出すために、多くの危険を伴ったりすることが予想されます。

災害発生直後はまずは一緒に避難を。その後の避難生活が長期化することも考え、緊急時に預かってくれる人を確保するなど、ペットと飼い主家族がどう過ごすのが良いか、今から考えて準備しておきましょう。



## VII 今後の取り組みの方向性

本ガイドラインでは、猫を取り巻く状況と課題、猫の生理や習性、猫の問題の基本的な考え方、現状での具体的な対応策等について記述しました。

「猫の問題」を解決し、猫の殺処分数の削減や猫による迷惑を防止するための方策の根幹を再確認するとすれば、飼い主責任の徹底(完全屋内飼育)と飼い主のいない猫の数を減らしていくことに尽きると思います。自らテリトリーを守り生活している猫の存在をも否定するものではないにしても、理屈のうえでは、飼い主のいない猫についてはその存在をゼロにすることが必要となります。

一方、公園のベンチの陽だまりで猫がのんびりと寝そべっている姿に否定的な感覚を持つ方は少ないと思われ、近年の猫ブームのなか「猫の島」が好意的に捉えられて報道されています。われわれ日本人は動物への関わり方について問われた時、「徹底管理」という言葉には否定的な感覚を、「自然」「あるがまま」という言葉には肯定的な感覚を覚えるのが普通ではないでしょうか。しかしながら、このような「普通の人」の思いが問題解決の妨げになっているという側面は否めません。

今後の取り組みの方向性としては、具体的な対策としての飼い主責任の徹底、飼い主のいない猫への対策を進めるとともに、まずは、社会全体の「猫の問題」に関する理解を深め、「普通の人」が「猫が外に居ちゃだめだよね・・・」と感じることが当たり前となるように、われわれ日本人の動物観に沿った形での様々な取り組みを進めて行く必要があると考えています。

## Ⅷ おわりに

本ガイドラインは、多くの人に「猫の問題」について関心を持って頂くとともに、猫の習性や飼い主としての責任の重要性、飼い主のいない猫への対策等について理解を深め、各地域の実情に見合った対策を考えるうえで参考となるよう作成しました。

「猫の問題」については、種々の価値観や感情を持つ人々がくらす社会の中でのルールづくりや折り合いの付け方の模索という要素が多分にあると考えています。

もとより猫の飼い主責任の重要性という部分については、地域や社会状況により変化することのない絶対的なものですが、一方、飼い主のいない猫に対する考え方や対策については、住民意識や社会状況に応じて変化するものと捉えています。本ガイドラインは、動物の愛護及び管理に関する法律の改正等の状況も踏まえ、適宜見直しを行うこととしています。